

令和3年5月26日

保護者の皆様

京都市立久世中学校

校長 堀田 和宏

地震に対する非常措置についてのお知らせ

京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1. 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

- ① 学校所在の南区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
- ② 下校後、深夜0時までには発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
- ③ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページやPTAメールにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2. 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、保護者への引き渡し帰宅とします。

3. 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

【京都市PTA・学校幼稚園メール配信システムへの登録について（R3年度用）】

右のQRコードをご利用頂くか、携帯のインターネットモード・スマートフォン・インターネット環境にあるPCで以下のURLを入力。

⇒ <https://kyoto-pta.jp/>

右のQRコードを読み取って入力すればURL入力の手間が省けます。



令和3年5月26日

保護者の皆様

京都市立久世中学校

校長 堀田 和宏

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります。）に『特別警報（大雨，暴風など6種類）』または『暴風警報』が発令された場合及び久世学区に『避難指示』が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ，ラジオ，インターネット等の情報に注意してください。

記

1. 『特別警報』について

- (1) 登校前に発令された場合は、『特別警報』が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ自宅待機させてください。
- (2) 『特別警報』が解除になった場合は、下記のような措置をとります。

① 午前0時までに解除になった場合	<u>13:05 登校 5校時(13:15)から始業</u>
② 午前0時現在、警報発令中の場合	臨時休業

2. 『暴風警報』について

- (1) 登校前に発令された場合は、『暴風警報』が解除されるまでは、登校を見合わせ自宅待機させてください。
- (2) 『暴風警報』が解除になった場合は、以下の措置をとります。

① 午前7時までに解除になった場合	平常授業
② 午前9時までに解除になった場合	<u>10:35 登校 3校時(10:45)から始業</u>
③ 午前11時までに解除になった場合	<u>13:05 登校 5校時(13:15)から始業</u>
④ 午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業

3. 大雨警報，洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報，洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休業となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

(特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。)

4. 避難指示が発令された場合について

(1) 水害の避難指示について

本校の校区である久世学区は、「桂川・小畑川の浸水想定区域」であるため、避難指示が発令対象地域です。久世学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

【参考】 避難指示の名称について（学区ごとに発令されます）

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

5. 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について

気象状況、通学路や地域の状況、帰宅に要する時間など安全を、十分考慮したうえで、帰宅の措置をとるかどうか判断します

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。